

平成19年度決算に基づく県内市町村の健全化判断比率及び資金不足比率（確定値）の概要

平成20年10月31日

高知県政策企画部市町村振興課

暫定値からの変更点
越知町の将来負担比率を49.9から55.6に変更しました。

概要

- ・ 県内市町村で財政再生基準を超える団体はありません。
- ・ 県内市町村で早期健全化基準を超える団体は1団体（安芸市）です。
- ・ 県内市町村が経営する公営企業で経営健全化基準を超える事業は3事業です。

平成19年度決算に基づく県内市町村健全化判断比率(確定値)

(単位:%)

市町村名	実質赤字比率 (11.25%～15%)	連結実質赤字比率 (16.25%～20%)	実質公債費比率 (25%)	将来負担比率 (350%)
高知市	-	5.22	19.3	308.7
室戸市	-	8.25	17.2	218.2
安芸市	-	-	28.1	269.5
南国市	-	-	20.7	140.9
土佐市	-	-	11.7	47.8
須崎市	-	-	23.4	282.5
宿毛市	-	-	19.9	206.1
土佐清水市	-	-	19.8	210.0
四万十市	-	-	18.7	194.7
香南市	-	-	17.9	120.7
香美市	-	-	15.4	78.9
東洋町	-	-	18.3	116.4
奈半利町	-	-	19.8	-
田野町	-	-	18.9	-
安田町	-	-	19.0	-
北川村	-	-	14.0	-
馬路村	-	-	16.5	-
芸西村	-	-	13.0	-
本山町	-	-	22.4	60.1
大豊町	-	-	12.3	70.6
土佐町	-	-	18.5	65.1
大川村	-	-	18.6	26.6
いの町	-	-	19.0	29.9
仁淀川町	-	-	17.6	-
中土佐町	-	-	13.6	1.9
佐川町	-	-	16.3	29.4
越知町	-	-	16.4	55.6
梶原町	-	-	12.4	-
日高村	-	-	21.4	84.0
津野町	-	-	12.8	-
四万十町	-	-	16.8	77.8
大月町	-	1.32	18.0	153.4
三原村	-	-	22.7	126.9
黒潮町	-	-	13.6	66.8
県平均	-	-	18.4	176.5

注1 健全化判断比率名の下に括弧内は早期健全化基準です。

注2 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は「-」を記載しています。

注3 実質公債費比率は平成17年度から平成19年度の3ヵ年平均です。

注4 実質公債費比率及び将来負担比率の県平均は加重平均です。

実質赤字比率

- ・ 県内市町村で実質収支が赤字の団体はありません。
- ・ 県内市町村の実質収支は全体で 4,422 百万円の黒字です。

連結実質赤字比率

- ・ 連結実質収支が赤字の市町村は 3 団体（高知市、室戸市、大月町）ですが、連結実質赤字比率はいずれも早期健全化基準を下回っています。
- ・ 県内市町村の連結実質収支は全体で 8,822 百万円の黒字です。

	連結実質赤字比率 (%)	早期健全化基準 (%)
高知市	5.22	16.25
室戸市	8.25	19.69
大月町	1.32	20.00

早期健全化基準は標準財政規模に応じ 16.25%～20%

連結実質赤字の要因

高知市

競輪事業 7,160 百万円の赤字、駐車場事業 1,050 百万円の赤字及び国民宿舎運営事業 758 百万円の赤字の影響

室戸市

国民健康保険事業 485 百万円の赤字の影響

大月町

病院事業 123 百万円の赤字の影響

実質公債費比率

- ・ 県内市町村の実質公債費比率の平均（加重平均）は 18.4%で昨年度より 0.5 ポイント低下しています。
- ・ 実質公債費比率が 18%以上になると、地方債の発行に許可が必要となりますが、本年度、新たに許可団体となった市町村は、田野町 1 団体です。一方、大豊町が本年度から 18%未滿となったため、許可団体は昨年度と同じ 18 団体となっています。
- ・ 安芸市の実質公債費比率は早期健全化基準（25%）を超えています。

	H19 決算	H18 決算	増減数
県平均（加重平均）	18.4%	18.9%	0.5
18%以上団体数	18	18	-
うち 25%以上団体数	1	1	-

実質公債費比率低下の要因

本年度の実質公債費比率は平成 17～19 年度の 3 ヶ年平均であり、公債費がピークであった平成 16 年度と平成 19 年度の数値が置き換わったことにより低下しています。

(単年度実質公債費比率：平成 16 年度 19.7% 平成 19 年度 18.4%)

新たに 18%以上となった市町村

田野町 (16.6% 18.9%)

起債の償還がピークを迎えたことにより、本年度の実質公債費比率が上昇しています。なかでも、ふれあいセンターや不燃物処理場等の建設の起債の償還が大きく影響しています。

平成 19 年度に任意の繰上償還を実施したことにより、来年度は 18%未満になることが見込まれます。

25%以上の市町村

安芸市 (28.1%)

実質公債費比率を押し上げた要因は、道路、農林漁業等の公共事業を長年実施したことに加え、住民の生活環境の向上のため、保育所、健康センター、公共下水道、駅舎整備、ごみ処理場、し尿処理場などの整備を積極的に推進してきたことによるものです。

公債費負担の増高を踏まえ、平成 16 年度に「緊急財政健全化計画(アクションプラン)」を策定し、財政破綻を回避するために、徹底した行財政改革や収入確保対策に取り組むとともに、起債の発行抑制を行い、後年度の公債費負担の軽減を図るなど、計画的な取組を継続中です。

また、平成 19 年度から公的資金補償金免除繰上償還や、民間資金の任意の繰上償還を実施しており、実質公債費比率は、平成 19 年度決算をピークに急激に減少することが見込まれます。計画的な公債費管理が行われており、その効果が大きく現れる平成 21 年度決算では、25%未満になる見通しです。

なお、実質公債費比率が 25%以上の団体は、本来、起債の制限を受けますが、昨年度同様、経過措置が適用されますので、起債制限を受けません。

起債制限の経過措置

平成 17 年度の地方債許可方針に定める起債制限比率(平成 13～15 年度の 3 ヶ年平均)が 20%未満であった団体については、制限される地方債について、当該団体の公債費負担適正化計画の内容、その実施状況に応じ、地方債の許可を行うものとされています。

将来負担比率

- ・ 県内市町村の将来負担比率の平均（加重平均）は 176.5% です。
- ・ 早期健全化基準（350%）を超えた市町村はありません。

将来負担比率の段階別団体数

	市	町村	合計
300%以上の団体数	1	0	1
200%以上 300%未満の団体数	5	0	5
100%以上 200%未満の団体数	3	3	6
0%以上 100%未満の団体数	2	1 1	1 3
0%未満の団体数	0	9	9

将来負担比率の分母比

		市	町村	県全体
将来負担額	地方債現在高	3 5 5	2 5 6	3 2 7
	債務負担行為に基づく支出予定額	3	2	3
	公営企業債等繰入見込額	7 9	5 4	7 2
	組合等負担見込額	1 9	1 8	1 9
	退職手当負担見込額	4 4	4 4	4 4
	設立法人の負担額等負担見込額	1 4	2	1 0
	連結実質赤字額	4	0	3
	組合等連結実質赤字額負担見込額	1	0	1
充 財 源 可 能 等	充当可能基金	3 0	1 1 4	5 4
	充当可能特定歳入	1 4	1 0	1 3
	基準財政需要額算入見込額	2 3 8	2 2 5	2 3 5

「分母比」とは、将来負担比率の算定式に用いる分母に対する比率のことです。

資金不足比率

- ・ 資金の不足額のある事業は 5 事業で、うち 3 事業が経営健全化基準（20%）を超えています。

市町村名	特別会計名	資金不足比率（%）
高知市	下水道事業特別会計	0.0
高知市	国民宿舎運営事業特別会計	227.1
四万十市	病院事業会計	4.0
四万十市	と畜場会計	33.1
大月町	病院事業会計	31.0

経営健全化基準を超えた事業

高知市国民宿舎運営事業

高知市の国民宿舎運営事業は約 30 百万円の営業利益を計上していますが、施設整備にかかる起債償還が多額に上ることにより、資金不足比率が高くなっています。

現在、指定管理者制度の導入等による経営改善を進めていますが、今後も、引き続き経費の削減やスポーツ合宿の誘致等収入の確保に努めるとともに、平成 21 年度からは一般会計からの繰入も検討しており、今後、資金不足比率は減少することが見込まれます。

四万十市と畜場事業

四万十市のと畜場事業は、平成 17 年度にと畜料金の改正を行ったものの、狂牛病関連施設整備（H13～H14）にかかる起債償還の本格化や、築後 40 年を経過したことに伴う施設修繕等が必要になったことにより、資金不足比率が高くなっています。

今後は、退職者不補充による人件費削減や、さらなると畜料金の改正を検討するとともに、一般会計からの繰入も検討しており、平成 20 年度決算では経営健全化基準を下回ることが見込まれます。

大月町病院事業

大月町の病院事業は、過疎化による人口減少に伴う入院・外来患者の減少等により経営が悪化しました。

また、一般会計からの繰入金も確保できていなかったため、資金不足比率が高くなっています。

現在、職員削減や職員給与の 5%カットを実施する等、経営改善の努力が行われており、今後は、一般会計からの繰入金を増額することで、平成 20 年度決算では経営健全化基準を下回ることが見込まれます。

【参考】

健全化判断比率等について（解説）

1 健全化判断比率

実質赤字比率

一般会計等（一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計）を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

連結実質赤字比率

全ての会計を対象とした実質赤字額（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

実質公債費比率

一般会計等の実質的な公債費の標準財政規模（元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を除く）に対する比率で、公営企業の公債費への一般会計等からの繰出金や一部事務組合の公債費への負担金等も算入される。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{（地方債の元利償還金 + 準元利償還金） - （特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{（3か年平均）標準財政規模 - （元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模（元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を除く）に対する比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 - （充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額）}}{\text{標準財政規模 - （元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

将来負担額：次の～の合計額

一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）

一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

連結実質赤字額

組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

2 早期健全化基準及び財政再生基準

平成 20 年度決算から、健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合には、「財政健全化計画」を定めなければならない。

また、健全化判断比率（将来負担比率を除く）のうちいずれかが財政再生基準以上の場合には、「財政再生計画」を定めなければならない。「財政再生計画」に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債を発行できない。

	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	財政規模に応じ 11.25%～15%	20%
連結実質赤字比率	財政規模に応じ 16.25%～20%	30%
実質公債費比率	25%	35%
将来負担比率	350%	-

連結実質赤字比率の財政再生基準については、3 年間の経過的な基準（40% 40% 35%）が設けられている。

3 資金不足比率

公営企業会計を対象とした資金不足額の事業規模に対する比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

4 経営健全化基準

平成 20 年度決算から、資金不足比率が経営健全化基準以上の場合は、「経営健全化計画」を定めなければならない。

	経営健全化基準
資金不足比率	20%